

# 水産委員会議録 第二十五号

昭和二十六年三月二十七日(火曜日)

午前十一時五分開議

### 出席委員

委員長 富永格五郎君  
 委員 善幸君 藤松田 鐵藏君  
 進君 小高 潔郎君  
 田口長治郎君 永田 節君  
 原 健三郎君 平井 義一君  
 福田 喜東君 小松 勇次君  
 水野春治郎君 井之口政雄君

### 出席政府委員

水産庁長官 家坂 孝平君  
 農林事務官(水産庁次長) 山本 豊君

### 委員外の出席者

参議院議員 秋山俊一郎君  
 農林技官(水産庁生産部漁船課長) 高木 淳君  
 参考人(東京都水産物卸売人協会会長) 寺田 省一君  
 参考人(東京都中央卸売市場) 中島 儀平君  
 専門員 杉浦 保吉君  
 専門員 徳久 三種君

三月二十六日

委員田淵光一君及び上林與市郎君辞任につき、その補欠として森幸太郎君及び淺沼稻次郎君が議長の指名で委員に選任された。

三月二十七日

漁船法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第一二二号)

本日の会議に付した事件

漁船法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第一二二号)

第一類第十号

水産委員会議録第二十五号 昭和二十六年三月二十七日

見返資金の融資に関する件  
 中央卸売市場の機構に関する件

○置承委員長 これより水産委員会を開きます。

永田委員より質疑の通告があり、これを許します。永田委員。

○永田委員 水産庁長官にお伺いします。二十五年度分の見返り資金のうち、水産物高度利用の解除に關し、日本政府をまつた経由について、直接関係方面と交渉して閣議に提出になつておる、あるいは提出の運びであるというふうな、いわば日本人にして日本人にあらざるような考えをしておるべからざるな会社がある。これらの会社の国籍はどの国に属するか、それを説明してもらいたい。いよいよ今日われわれの祖國日本という名前をうたつておる以上は、何ゆえに日本政府の正しい指示を受け、調査のもとにこの解除を申請しなかつたか。その理由もまた説明してもらいたい。なかんづく旭冷蔵工業、旧東京魚類の見返り資金の解除の件は、たまたまその申請の書類のうち文書偽造の事実を認めおる。そこで昨日私並びに松田委員は長官に対して警告を發しておる。その書類の内容を検討して正しければよし、不正ならばただちに善処すべしということをかたく申し入れておる。われわれは祖國の水産業界のためにさうなことは黙過することはできない。その大なる理由としては、この見返り資金というものは、われわれの血

のしたたる一滴の苦しい金である。しかもこの旭冷蔵というものは商會会社ではないか、いづどこに会社ができた、一千万円増資して、すべてたころんだと言つておるが、どこにその会社があるか、登記がどこにできておるか、また地所もない、その地所は東京都と契約ができておるといふが、その契約書を拜見すると契約書ではないのである、それは予約の書類である、予約というものは本契約ではない、あくまでも予約である。後日状況が変化したら、これはキャンセルになる場合もある、そういうことが想像される。さうな不実のことをまことしやかに捏造した文書、すなわち偽造の文書——要路の大官ともあろう水産庁長官が、何ゆえにこゝろいふふうな書類を閣議に提出するのかというのを警告しておいたのであるが、きのうから今日に至るところの、その後の経過と君の考え方をちよつと説明してもらいたい。

○家坂政府委員 見返り資金の重要度につきましたは、まつたく永田委員の言われる通りであらうと思つておる。それで水産物高度利用の用途に入れまするためには、私もその選択に非常に考慮を払つて参つておつたのであります。それでただいま旭冷蔵のお話があつたのであります、この会社はまた創立しておらないことは事実であります。しかしこれは旧東京魚類並びに日本魚類がおもなる発起人となりまして、この二十九日には創立總會の運びになつておるのであります、私はこ

の会社が必ずできるものと考へて申達を出しておるのであります。

それからその土地の問題であります。現在まだ契約が成立しておらないのも事実であります。しかし都においても、開設者においても、土地を魚市場区域内に求めさせることについては十分考慮を払われておつて、確かに獲得せしめる予定であるという証明もしておられるような状態であります。さうした二つの観点から、この会社が適格者であるというところで、閣議に提出するような段取りを今つけておるわけでありませう。それでいふ、司令部側といふか、私どもとしては、水産庁に申せんが、私どもとしては、水産庁に申請があつたものでありますから、ただいま御説明申し上げましたような見通しを持ちまして、これが適格者として申達の手順を取選んでおるわけでありませう。

○永田委員 聞き捨てのならない一件は、司令部側から指示があつたから、それをそのまま資格者として申達をした、こゝろおつしやいますけれども、ことごとく司令部の言うことについては、あなた方はさういふ方針で行きませうか。将来ともさういふ方針で行きませうか。かりに司令部側からこの会社をつぶせという内示があつた場合は、それをうのみにして、その会社をあなた方はつぶすお考えであるか、またわれわれが敗戦国といへども、日本人の今日の立場として、さうよりに日本政府といふものが権威のないものであるか。この三点について君の率直な回答を求めたい。

さらにお伺いしたいことは、日本政府が責任を持つて調査する場合は、さうな見返り資金を放出せんとするにあつては、責任を持つて十二分に調査をしなければならぬ。それにはあなたがいかうな人格を備えておられる人が知りません。神に近い人かもしませんが、ただいまあなたから御説明のあつたような、いわば思惑で希望の將來を見通して許可の申達をするとは、まさに職權濫用もはなはだし。もし君が人間であるとするならば、こゝで反省をしなければならぬ。また數地の証明があると言ふが、証明があるならそこに書類を出してやらなさい。私が調査した範圍ではさういふ証明はありません。これはあらかじめのお約束で、私の見た書類ではさういふものはアラウアンスを得ずに契約した、承諾するといふような、他のたくさんな会社の内容調査と特に旭冷蔵工業の場合は取扱いは異なつておる。しかも文書偽造であるという情実を知りつつ君がそれをとりはからつたことはいふまでもないことであるか、みすみすこれは刑事上の犯罪を犯しておる。実にわが國憲政史上ゆゆしき問題である。かような結果にならないことをきかすは注意した。その注意されたことについて君が何ら反省してない。さらにはその罪を犯さんとしておる。この件について君はどういうふうに考へておるか。

○家坂政府委員 見返り資金の重要度につきましたは、まつたく永田委員の言われる通りであらうと思つておる。それで水産物高度利用の用途に入れまするためには、私もその選択に非常に考慮を払つて参つておつたのであります。それでただいま旭冷蔵のお話があつたのであります、この会社はまた創立しておらないことは事実であります。しかしこれは旧東京魚類並びに日本魚類がおもなる発起人となりまして、この二十九日には創立總會の運びになつておるのであります、私はこ

の会社が必ずできるものと考へて申達を出しておるのであります。

それからその土地の問題であります。現在まだ契約が成立しておらないのも事実であります。しかし都においても、開設者においても、土地を魚市場区域内に求めさせることについては十分考慮を払われておつて、確かに獲得せしめる予定であるという証明もしておられるような状態であります。さうした二つの観点から、この会社が適格者であるというところで、閣議に提出するような段取りを今つけておるわけでありませう。それでいふ、司令部側といふか、私どもとしては、水産庁に申せんが、私どもとしては、水産庁に申請があつたものでありますから、ただいま御説明申し上げましたような見通しを持ちまして、これが適格者として申達の手順を取選んでおるわけでありませう。

○永田委員 聞き捨てのならない一件は、司令部側から指示があつたから、それをそのまま資格者として申達をした、こゝろおつしやいますけれども、ことごとく司令部の言うことについては、あなた方はさういふ方針で行きませうか。将来ともさういふ方針で行きませうか。かりに司令部側からこの会社をつぶせという内示があつた場合は、それをうのみにして、その会社をあなた方はつぶすお考えであるか、またわれわれが敗戦国といへども、日本人の今日の立場として、さうよりに日本政府といふものが権威のないものであるか。この三点について君の率直な回答を求めたい。

さらにお伺いしたいことは、日本政府が責任を持つて調査する場合は、さうな見返り資金を放出せんとするにあつては、責任を持つて十二分に調査をしなければならぬ。それにはあなたがいかうな人格を備えておられる人が知りません。神に近い人かもしませんが、ただいまあなたから御説明のあつたような、いわば思惑で希望の將來を見通して許可の申達をするとは、まさに職權濫用もはなはだし。もし君が人間であるとするならば、こゝで反省をしなければならぬ。また數地の証明があると言ふが、証明があるならそこに書類を出してやらなさい。私が調査した範圍ではさういふ証明はありません。これはあらかじめのお約束で、私の見た書類ではさういふものはアラウアンスを得ずに契約した、承諾するといふような、他のたくさんな会社の内容調査と特に旭冷蔵工業の場合は取扱いは異なつておる。しかも文書偽造であるという情実を知りつつ君がそれをとりはからつたことはいふまでもないことであるか、みすみすこれは刑事上の犯罪を犯しておる。実にわが國憲政史上ゆゆしき問題である。かような結果にならないことをきかすは注意した。その注意されたことについて君が何ら反省してない。さらにはその罪を犯さんとしておる。この件について君はどういうふうに考へておるか。

○家坂政府委員 見返り資金の重要度につきましたは、まつたく永田委員の言われる通りであらうと思つておる。それで水産物高度利用の用途に入れまするためには、私もその選択に非常に考慮を払つて参つておつたのであります。それでただいま旭冷蔵のお話があつたのであります、この会社はまた創立しておらないことは事実であります。しかしこれは旧東京魚類並びに日本魚類がおもなる発起人となりまして、この二十九日には創立總會の運びになつておるのであります、私はこ

の会社が必ずできるものと考へて申達を出しておるのであります。

○家坂政府委員 今の会社につきましても、司令側の指示にのみ基いたという事ではないのでありまして、私どもも当初から、この見返り資金を決定するためには、もちろん国内的の各関係者の了解を得なければなりませんし、また筋をいたしましては、私どもから原案を安本に提出いたしました。なお安本からは大蔵省並びに日銀あたりとの交渉によつて諸事進められることになるわけでありまして、それで先ほども申し上げましたように、この会社が適格者であるというゆえをもちまして、私どもが進めたのでありまして、もちろん司令側も、当局者の指示にのみよつて取運んだわけではないのであります。それから先ほど申し上げました中に、土地の問題につきましては予定があるという説明がございまして、このこと、これをかたく私どもは実行でき得るものと考えて、一つの適格者の条件にしたわけでありまして、

○永田委員 承りますとまず、不可解千万な話である。その敷地の所有者と見返り資金を希望するところの旭冷蔵との間の予約書というものは、不幸にして破壊された場合、たまたま、そのときに見返り資金が放出されておつ場合、貴重な、権威のあるところの見返り資金が、その結果濫費されたという場合に、貴公はどのような責任をとるか。

○家坂政府委員 水産庁といたしましては、原局といたしまして、申達を進めて参りました関係上、その責めは負うべきと考えます。しかしただいまの土地の関係がいかに変化いたしましたか、そのことにつきましては、今後決定の上は日銀がいろ／＼直接の融資

をとりはからつて行くと思つてありまして、その取引銀行との間において、土地がなければ融資はとりやめるといふような段階に入つて行くのではないかと考えております。

○永田委員 銀行が損害をこうむらうが、われ／＼はく／＼／＼言うのではない。問題は見返り資金です。この見返り資金が行方不明になつた場合に、国民に対していかに支払をするかといふことです。従いまして、適格な条件がそろつていないところに、そこでつて御説明申し上げますならば、条件も備わつていないものであるかどうかもつて貸してよいものであるかどうかといふことを、簡単に答えて下さい。

○家坂政府委員 情実をもつて融資をするといふことは、もちろん正しい措置ではないと考えます。しかし私どもとしては、この会社が適格者であるという考えをもちまして、今までの見返り資金の取進めを運んで参つたような次第であります。

○永田委員 適格者であるとあなたはおつしやいますか、それは速記をこちらにならばわかりませんが、来る二十九日に会社の創立の總會が開かれるような状態である。また敷地も、おおむね契約ができる見通しのもとにあるといふことが書いてある。この二つの事実を見て、はたしてこの旭冷蔵といふものが適格者であるといふことが言えますか。かような状態の幽霊会社を適格者であると断定なさるようなあなたの方の中を、私は疑うのですが、これが適格者であるかないかといふことは、だれが見てもわかることだ。これは非適格者だ。私は今日ここでこれ以上追突しませんが、この旭冷蔵株式会社

の、見返り資金放出の政府に対する申達というもののその後の取扱いはどうなつておりますか。

○家坂政府委員 第三次の申達会社の中に入れて、多分本日の開議に付議されるじやないか、かように考えております。

○富永委員 永田委員に申し上げますが、旭冷蔵工業会社に疑義をお持ちになつての御質疑であります。水産庁長官の答弁との間にも大分食い違ひがあると考えますので、当会社の創立並びに土地の条件について、次の機会に水産庁と大蔵省と打合せて、正確に報告を求めたいと思つたと思つたが……。

○松田委員 私は水産庁長官にお尋ねいたします。行政の面から行きますと、水産庁長官があらゆる角度から適正なる判断によつて、法にきめられておる範囲内の行政を執行するものであると、私は考えておりますが、長官はどのようなお考えをお持ちでしょうか、この点をお聞きしたいと思います。

○家坂政府委員 もちろん私といたしましては、法に基いてすべてのことを処理して参りますので、行政に携わるものの本務と考へております。

○松田委員 たいいま永田委員から質問になつております見返り資金の旭冷蔵工業会社に対する申達の事実は、永田委員がおつしやつたように、昨日私も永田委員と同様して、その書類の全体を見させていただいたものであります。今まで免許であらうがまた許可であらうが、あらゆる問題は部長の手元において、はつきりとしたこれは行政の面から言つてかたつておる方法によつ

てその調印ができて、しこうしてこれを長官は認可されておるものであります。私どもも、今までのあらゆる水産庁に対する手続方法は、さういふことにおおるものであります。しかるにこの旭冷蔵工業会社に対してのみは、どういふわけでその手続を略されておられるか。先ほど永田委員の仰せのように、まだ会社もできていないものを、三月十七日の日付をもつて開議にこの書類を提出したという理由はどこにあるか。また今までは東京魚類が出ておつたものを、何のためにかかる名称に変更されたか。これが永田委員のおつしやる情実なりと私どもは断定するものであります。ここにも情実がなかつたとするならば、何のために一期間ははややく過ぎ去つておるが、この東京魚類株式会社として申達されたその日付はいつであるか。旭冷蔵工業株式会社として、まだできていない会社が、この書類を申達したのはいつであつたか。この見返り資金の第三次のオーケーをとるべく開議にかけておるときにおいてこれを水産庁は申達しておる。もしこの期日が三月三十一日まで有効であるというものであつたならば、もつと有力なる会社が五十幾つ出ているはずである、それをなぜ入れなかつたのか。旭冷蔵工業株式会社といふものは、三月に入つてから書類が提出されたことと私は考へる。それ以前に出ているものは五十有餘あつたはずだ。これをどういふわけで入れずして、三月に入つてから提出された書類を入れたか。これ情実でなくして何であるか。私は前の委員会において、水産官の職務権限をただしておる。公

正にして大臣を補佐すべき職権でありながら、何のために三月になつてからこの旭工業に対してこれを申請されたか、これが一点。もう一つは、開議にかける場合においては、あらゆる面において整備されたものを開議に出すのであつて、開議とは日本政府における最高の機関と私は考へておる。この機関に対して、いまだに創立總會もできていない会社を、あたかもできたかのごとくに、旭冷蔵工業株式会社として書類を申達し、本日開議にかかつておるはずである。しからばこれは日本の最高の機関たる開議に対して、書類を偽造したものである。かかる点に対して、水産庁長官はどのような御意見を持つておられるか。

○家坂政府委員 先ほどもちよつと触れておいたのでありますが、この旭冷蔵工業会社といふのは、東京魚類及び日本魚類の両者が今度合併することに相なるわけでありまして、それで見返り資金の申請は、東京魚類が当初から単独で申請書を出しておつたのであります。つまり、この両者が合併をするといふことにきまりましたので、この両者が発起人の主体となつて旭冷蔵といふ会社を創設して、さうしてこれによつて見返り資金による冷蔵庫を建設したい、かようないきさつがありましたので、それで東京魚類の申請に引続き、この旭冷蔵工業といふものが私どもの申達の中に入るようになりはからつたわけでありまして。

○松田委員 とんでもない話だ。それならば五十幾つもの会社が、私はこれを合併してやります、私はこれを合併してやりますと、私にこれとこれを合併してやりますといふこと、五十幾つが十なり三つなり二つな

てその調印ができて、しこうしてこれを長官は認可されておるものであります。私どもも、今までのあらゆる水産庁に対する手続方法は、さういふことにおおるものであります。しかるにこの旭冷蔵工業会社に対してのみは、どういふわけでその手続を略されておられるか。先ほど永田委員の仰せのように、まだ会社もできていないものを、三月十七日の日付をもつて開議にこの書類を提出したという理由はどこにあるか。また今までは東京魚類が出ておつたものを、何のためにかかる名称に変更されたか。これが永田委員のおつしやる情実なりと私どもは断定するものであります。ここにも情実がなかつたとするならば、何のために一期間ははややく過ぎ去つておるが、この東京魚類株式会社として申達されたその日付はいつであるか。旭冷蔵工業株式会社として、まだできていない会社が、この書類を申達したのはいつであつたか。この見返り資金の第三次のオーケーをとるべく開議にかけておるときにおいてこれを水産庁は申達しておる。もしこの期日が三月三十一日まで有効であるというものであつたならば、もつと有力なる会社が五十幾つ出ているはずである、それをなぜ入れなかつたのか。旭冷蔵工業株式会社といふものは、三月に入つてから書類が提出されたことと私は考へる。それ以前に出ているものは五十有餘あつたはずだ。これをどういふわけで入れずして、三月に入つてから提出された書類を入れたか。これ情実でなくして何であるか。私は前の委員会において、水産官の職務権限をただしておる。公

り、または一つなりに合併されたときにおいて、あなたはこの書類、事柄をまとめて、新たな名称をもつてこれを認可する御努力をなさる御意思であるのでありますか、その点をお伺いいたします。

○家坂政府委員 もしそうした場合はありますならば、もちろん一つの会社で冷蔵庫も建設されて、今後運営されて行くよりも、やはり二つなり三つなりの会社が協力されて、この運営に当たられる方が、健全なる経営ができることは考えますので、もしただいまのようない場合は他にもあると思いますが、あるいは将来もあると思いますが、ますならば、相当自分としても考慮を払いついて、その申達を進めて参りたいと考えております。

○松田委員 見返り資金とは、アメリカ市民の税によつて日本の基本産業を助長せんとし日本に貸し与えられておる金であり、また日本國民は、忠実にこの意思に沿つて産業を助長して、しかも将来返還して行かなければならぬ金であります。かようにしてアメリカの好意によつて日本の産業の自立をはかつておるものに対して——何事もすべてのものが整備されて、書類の整備もできて、初めてこれが開議にかかるといふものである、またあなたが許可されるものである。この二つの会社がかりに妥協をいたしまして旭冷蔵というものをつくるにしても、まだ人格も備わつていないものに対して、水産庁長官ともあつても、これをあたかも人格がはつきりしておるかのごとくに装うて、これを申達されたといふことは、完全なる偽造ではないか。日本政府に對する文書の偽造ではないか。私

は本日法務府との題に對して研究をして参つたものであります。かかる偽造の書類の日本の最高機関たる閣議にあなたは提出されたのである。もしこれが偽造でなかつたならば、将来どのような事件が起るかも知れません。あなたがもし私どもの見解のごとく偽造であるとしたならば、この旭冷蔵工業というのの對して、あなたは取消しの用意があるか、またあなた自体は、もしこの問題が偽造であつたとしても、どのおお考えを保持しておられるか、この点を明確に御答弁を願ひたい。

○家坂政府委員 ただいまの申達を避けて参りますには、先ほど申し上げておきましたが、安本並に日銀、大藏省方面にも、いろいろその内容、その真相をはつきりとお説明いたしました。そうして各省、各銀行ともおのその手続をふまれたような次第であります。それで私といたしましては、この会社が必ずでき上るもの、かように考へて申達したわけでありまして、もしこれが不幸にしてできない場合におきましては、銀行といたしまして、この見返り資金の融資はとりやめると考へます。なお私といたしまして、もしその場合に、おきましては、それにこたへただけの責を負ひたい、かように考へておきます。

○松田委員 私が速記をもつて今日申し上げておるこの書類が——あなたの閣議に提出されたものがかりに偽造であつたとした場合において、アメリカの好意ある見返り資金にどういふ御処置をとられるかということ、またあなたが水産庁長官としてどのような態度

度を持たれるかということをお聞きしておるものであります。銀行やそういうものを私は申し上げたわけではない。この書類が偽造であつたならば、いふことを質問しておるのでありますから、御答弁を願ひます。

○家坂政府委員 書類そのものにつきましては、私は偽造ではないと考へておられます。あの書類に現われておる通りのものを、私は信じておるわけであります。それからもしかりにそれが偽造であつた、まつたくの偽りであつたということになつた場合におきましては、私といたしましてはそれに相應の責を負ひたい、かように考へております。

○松田委員 あなたの責はそれではつきり申しますが、アメリカの好意ある見返り資金に對して、あなたはその責任を負ふかということか、假定です。これが偽造だとした場合に、あなたはそのような責任を負はれるかということか、取消しをしますか。

○家坂政府委員 もしそれが偽造であつたとかりになつた場合におきましては、もちろん原局である水産庁が取消しをしなければならないことか、實際にその見返り資金を扱ふ立場にありまする日銀あるいは大藏省、そういう方面において、それに順応した措置をとられる、かように考へております。

○松田委員 私は大藏省や銀行のことを申し上げておるのではありません。水産庁長官として、この見返り資金に對してどのような——取消しをするか、またはそのまゝにはおかむりをするか、ということをお聞きするのであります。

○家坂政府委員 水産庁といたしまして、それを取消すことがはたして妥当であるかどうかということ、考究をする余地もありませんが、その融資が実現する場合、実現しないような方法をとりたいか、かように考へております。

○松田委員 一体何を言つておるのかからぬのだ。水産庁長官として、もしこれが偽造であつた場合において、これを取消すか取消さないかということに對して、適當な措置などということとは、適當な措置とはどういふことであるか。あなたのやつたこの書類が偽造だといふ判断が下つた場合において、あなたはこの見返り資金の申請を取消す意思であるかどうかということをお聞きしておるのであります。

○家坂政府委員 偽造であるとすれば取消すことに努力いたします。

○松田委員 先ほどからいろいろな長官の御答弁が現われておりますが、この問題が偽造だ、偽造でないか、これは、法務府で調べることであります。しかし情実という問題に對しては、当委員会には黙秘することができません。たとどのよう問題があろうとも、これからは許す可の問題であらうとも、または人格の問題であらうとも、仮定して、人格の備わつていないものに對して、許可を与へることができ得るか、いなやという問題に對して、もしさういふことがあつた場合において、は——だれ／＼がどの漁場に對して、どういふ船を持つて、馬力が幾らで何がいくらで、どういふことをまことにしやかに記載して、これに對して許可の申請をした場合において、ただいまのような状態であつたならば、必ず許可はしなければなりません。その場合において、現在行われておるあらゆる水産行政というものは、めちやくちやになるではないか、かようなことがはたして将来でき得ることか。またあなたのたたいままでの答弁を総合したならば、われ／＼が、漁民にこの許可を与へてほし、かように出た場合において、ことごとくこれに許可を与へなければなりません。かような点はいかに水産庁といへども、でき得ないことを知りつつも、あなたの今までの答弁というものは、そこへ行つておるものであります。あなたがどのように考へておるかは速記に載つておりましたが、今までのことは速記に載つておりましたが、これからこの漁民がどのようなことをやつて許可を申請した、これに對して、ことごとく許可を与へんとする場合において、今までもあなたが御答弁されておることと同様に許可をされるつもりで行つて、いかん重大なる問題になるか、ということ、水産庁長官としてよく御認識あらんことを私は切望するのであるが、かりにこの日本魚類と東京魚類が合併して、こういう会社に名前をかへるから、そして發起人を開いたからといつて、あなたはこの人格のいまだ備わらないものに對して、戸籍面に載らないもの、これに對して、戸籍面に載らないもの、これに對して、これは日本の最高機関たる閣議にかけたといふことは、私も水産常任委員会の一員として、まことに嘆かしの次第である。またあなたの部下には、法的關係を持つておられる方もたくさんあることでありましょう。かような人々がおられる上で、人格の備わつていないもの、これに對して申請をするということに對しては、われ／＼が委員

会といつたならば黙秘するわけ

に参りません。かような事柄こそは、われ／＼が常に国会議員として叫んでおる綱紀粛正を断固として行わなければならぬものであります。かような民主政治の時代に、個人の人格を尊重しなければならぬときにおいて、人格を備えない会社に対して、日本の最高の機関たる閣議に提出するなどということは、まことに私は遺憾の意をもつてあなたに対して申し上げる次第であります。質問はこの程度でやめま

○永田委員 長官の言葉じりをとるようでありますが、今の松田君との質疑応答を承つておられますと、水産庁が無責任にやつても、関係各省が責任をもつて適当に善処してくれるからというふうに受取れたのであります。この点も突にわれ／＼として了解に苦しむ。少くとも水産の最高責任者であるところの長官としては、あくまでも自主的に、責任をもつて、毅然とした態度で、是非は非として決裁しなければならぬ。かような立場にある人が、自己の責任を免れんがために——これは事実かどうか知りませんが——あなたのお話を承ると、他の関係各省が責任をもつて善処してくれるならばいいのだというふうなことに受取れたのですが、突にあなたの考えは間違つておると思う。この書類が不適格というよりも、まさに家坂君自体が水産庁長官として不適格だ。議論は盡きておる。ただ君たちが言を左右にして、のりくりにしておるだけだ。この文書が偽造でないということがどうして言えるか。閣議の提出見込みは三月二十三日、現在にしてもこの会社は設立されておらないじやないか。今

委員長の名も何かで発言があつたようですが、二十九日にこの会社が設立の総会を開くというふうな段階にあるとしたならば、旭冷蔵工業株式会社というものは存在しないのだ。それがあるがごとく書いてある。それから見返り資金放出の条件として、資本金ももちろんだが、敷地の問題に至つては言語道断だ。敷地は今日ないではないか。これがあるがごとく装つて文書に記載してある。つまりこれが第二の不実の記載ではないか。不実の記載ということなどは、突にあらざる記載ということなのだ。すなわち欺いておることなんだ。これが文書偽造にあらずして何だ。また借りる方も借りる方だ。借りるやつは、これは詐欺だ。この事実をわれわれは知つておつて、あらかじめ君に善意に基づくところの忠告をしてある。一時間余にわたつて私たちは忠告した。それをあたかも自己の行為が正しいかのごとく、無反省に本日の閣議に付したというところは、日本の、敗れたりといえども民主主義の今日の政治の状態において、すこぶる了解に苦しむ。遺憾な点である。かようなこと

で、わが国の水産業の発展が期待できるか。私はこの事実を嘆く。戦後のわが国の大きな政策としたならば、発電と水産以外にない。しかも水産業者、魚価が非常に安くして生産資材が高い。ここに水産業者が非常に苦しい立場に置かれるような状態になつて来たのであるが、この面を救済しなければならぬ。この面を救済しなければならぬ。冷蔵施設のために見返り資金を放出するところの本来の趣旨なのだ。ところが君がこれをあやまつたということに

なれば、ひいては日本の水産業界のためにならないのみならず、この思まわしい事実が日本の政治のためにならない。真にわが国を売るものである。これは井之口君が常に言うように、共産党が言うように、まつたく君は日本人じやない。共産主義者にも劣る。かようなことは日本のためにならない。日本のためにならないといふことは、とりもなおさずアメリカのためにもならないといふことなのだ。この事実をあなたはよくお考えになつて、すみやかに閣議決定を保留するというふうな処置をとるかどうか。それは私の結論なのだ。とれるならとれる、とれないならとれないと言つていただきたい。

○家坂政府委員 すでに閣議に提出することにしております。それでこれを取消す意思はありません。○井之口委員 たいだいま旭冷蔵に対するところの、この幽霊会社に對するところの見返り資金の融資問題が、与党側の永田委員並びに松田委員から提出されておりますが、正論だと思つておる次第であります。そも／＼見返り資金というものは、イロア資金並びにガリオア資金によつて、アメリカからいろ／＼な物資が輸入されて、日本が非常に高く売りつけられて、それが借金の形になつて残るわけですが、普通の借金ならば、日本政府が完全にこれに対する責任を持つのだ。しかるに見返り資金に對していろ／＼な処置をとるといふことは、予算委員会その他において、大蔵大臣が言明しておるところである。そういう金が、今度政府当局者並びにいろ／＼な関係業者の間の結託によつて、そうしてまだ設立もしていないよう

な会社、しかも何らの定款もなければ、役員も何もきまつていないような——二十九日に初めて成立するといふような会社に融資されるというようなことになれば、これはかつての農林大臣の永江一夫氏がやつた、東洋製粉におけるあの融資問題をほうふつさせられたものである。そうしてこれは法に觸れて有罪の判決さえ受けておるのである。こういうふうな点から見ても、この見返り資金なるものは、かつての復金の状態になつた。しかもこれが今長官の言われたように、もしも将来において、会社が二つも三つも合併してやうに融資の申請をするというに至つては、これはまつたくかつての復金以上のものになると思つておる。これに對しては、明らかに長官の行政方針は、こうした不正にくみし、そして日本の全人民の利益を、それこそもう、国民の出しておるところの血の出るような税金を、むごたらしくこういう悪徳業者と結託して消費するといふ、許すべからざる態度だと思つておる。しかもそれに対して何ら反省しよとせず、自分はこのことは正しいのだと認識するといふことを言つておられます。まつたくこれは、牛を馬だと言いくるめておるやうな感をわれ／＼は受けるのであります。しからば長官にお尋ねいたします。この会社はまだ存在していない。それであるのに、長官がつくられた書面の中は、これをどんなふうに表示されておるのか。またこの定款なりこの役員なり、資本金なりが、まだ決定も何もしていないのに、これをどういうふうに表示して、申請を仰がれるようなことをしておられるのか。ま

たGHQとの間の折衝については、どういうふうな主張を具体的にされておるのか。ないものがあるように主張されておるのかどうか。あるいは長官としては、将来こうしたものができて来るのだから、将来できたものに融資してくれといふような交渉をされたのか、どうなのか。その点をまつくり聞かしてもらいたい。そうするとこれが偽証であるかどうか明瞭になりました。またその土地の問題にいたしましても、土地は将来借りられるという約束があるからして、この会社が将来ここに建つであろうといふふうな予想の文面で、許可申請書類をつくつておられるのか。どういふ形で書類がつくられておるのか、その点をはつきりここで明瞭にしたいと思つておる。○家坂政府委員 申請書の内容は、旭冷蔵工業株式会社の名前をもつて申請しております。それから内容につきましては、東東魚類が今後その主体となつて、この冷蔵会社を運営して行かれることになつておるといふことであります。前から東東魚類は見返り資金の申請をしておりましたが、その主体内容を説明いたしておりました。○井之口委員 それなら、その定款なり役員の名前なり、創立の日なり、こういうものは申請するには必ず必要な書式だと思つておるが、そういうものの記載はどうなつておるのか。○家坂政府委員 そういふ定款その他ものは、まだ添付してありません。○井之口委員 そういふことは可能なのでしようか。一体、見返り資金を融資してらう場合には、いろ／＼な記録を添えて必要な事項を記入して、

そうしてGHQとも交渉する、あるいは政府の方にも申達するというふうになつておられると思うのですが、そういうものを全然記憶せずしてやられておられるのか。それから、もし将来、この二つの会社が合併するということが、この会社の自分の意思によつて、これが都合が悪くなつて撤回するとか何とかいうこともあり得るにせよ、その場合の創立するときのいろいろな条件も、これは将来、そのとき／＼によつて、向うの株主なり、向うの役員なりによつてきめられるものであつて、そういう見返り資金を融資してくれと前の会社が希望したとしても、それを新しい会社が同じように引継ぐかどうか。これは疑問だ。新しい会社は別個の法人である。別個の法人として別個の意思があるわけでありませんが、そのあたかも成立したように書いて、そうして申請書をつくるということは、これは明らかなる詐欺というより偽造というよりはかに形容の言葉はないと思ふのですが、この点、どうでしょう。

○家坂政府委員 その点はまだ発起人会がつくられているだけでありまして、その発起人会によりまして、来る二十九日に創立總會を開くということだけでありますので、もちろん役員の名前とか定款といったものはわかりませんが、ただ会社の名前だけをあげてやつておられるわけでありまして、

○松田委員 もう大體論議も盡きたものでありますし、これをどこかの小委員会にかけて、もつとよく内容を審査すべきものだと考えます。

○富永委員 了承いたしました。さ

ようとりはからいます。

○永田委員 松田君の動議には賛成ですが、それと別途に、この問題は今日質疑応答によつて、各委員も内容はみ込んだと思ふのであります。結局をつける意味におきまして、この委員会で開議の決定の保留を促すというふうに申合せをして、委員長からその旨を、委員会の権威のあるこの模様を担当大臣に申し入れてもらう、こういうことを各委員に諮つてもらいたい。

○富永委員 了承いたしました。委員の皆さんにお諮り申し上げます。ただいま松田委員並びに永田委員から御提議がございましたので、委員長におきましては、小委員会の結論を得まして開議に申入れをいたしたいと思ひます。さうとりはからうことに御異議ありませんか。

○富永委員 次は漁船法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。質疑を許します。田口委員。

○田口委員 漁船法の一部を改正する法律案につきまして、一、二点質問をしたいと思いますのであります。今回この漁船法の一部改正中、工事後の認定という事項が一つの重要な内容になつておられるように考へるのではありません。新造あるいは改造の場合におきまして、許可申請にいろいろ条件が書いてある。その条件通りに船ができておられるかどうか、これを確かめることは、いろいろの意味において非常に必要なことと思ひます。その中

で計画トン数が申請通りにできておられるかどうか、この問題が非常に大きな重要な点のように考へるのでございまして、実際にこの漁船を改造する、あるいは新造するといふ場合におきまして、計画トン数通りに完成できること、はなはだまれと思ふのであります。計画トン数通りにできておればはなはだつこうでありますけれども、実際は多少大きくなつたり、あるいは多少小さくなつたりするのが普通の状態と考へるのでございまして。従つてこの第七條の二の認定におきましては、そこに計画トン数から何パーセント程度多くなり、あるいは何パーセント程度少くなるという、この技術的に考へた計画との相違、この点は大體認めらるべきものと考へるのであります。政府におきましては、一体どの程度の差を認めるといふような考へておられるのでございまして。第一点はその点をお伺いいたします。

また実際にでき上りまして、許可計画トン数と違つておつた、少いときは問題ないと思ふのでありますけれども、善意に計画トン数よりも大きな船ができてしまつたという場合における処置を、どういふふうにお考へになつておられますか。この二点をまずお伺いいたします。

○高木説明員 お尋ねの第一点の問題でございまして、これは現在やり方といたしまして、その代船のトン数の範囲内で許可をいたしておられますので、でき上りのトン数もそのトン数になることを条件といたしておられます。お尋ねにございまして、でき上りするときに特に木船でございまして、長さ、幅、深さが初めの計画通り

りとは行かない場合もございまして。現実には扱つておられますのは、長さ幅と深さをかけた数を基礎にいたしまして、大體五％前後の差は常識的に許す考へ方でおられます。これをこの法律の條文改正として表わしましたのは、この條項がございませんので、現実には二〇％から二五％くらい大きくなつた船があとから出て来るということ、処置に困りましたので、こういう問題が現われたのであります。

それから第二の点でございまして、いろいろのことでも大きくなつたという場合には、これはその大きくなつた分の代船を出して、その代船によつて許可して行くといふ扱ひ方をしております。

○田口委員 ただいまの御答弁によりまして、計画トン数と実際の相違が大體五％前後までは技術的に見てやむを得ないから、これを認める。この点は承をいたしましたのでございまして。さらに第二の点の五％以上大きくなつた場合、これは善意の場合におきましても、やはりトン数をほかから持つて来る。そうでなければ御方針ではないといふようなはつきりした御方針でありますかどうか。もう一べんその点をお伺いいたします。

○高木説明員 それでこの問題は、一年に約七百隻ばかり十五メートル以上ですと現われて参ります。これをそのまま見るといふことになりまして、トン数のわくの著しい超過を来すことになりまして、原則といたしましては、一応その大きくなつた差だけは出していただくことと考へておられるわけでありまして。

○田口委員 従来この漁船登録の手續

料の徴収が、国で徴収されておつた。これを今度は実際の仕事を府県に徴収させる。これははなはだつこうであると思へるのでございまして、従来各府県の状態を見てみますと、この手数料で交付される交付金が、府県で実際にその仕事に使う金と比べまして、はなはだ少い。こういうふうな声が各府県にもあるものであります。徴収をされました手数料は、従来大部分府県にやつておられたのでございまして。あるいはその一部分だけやられるために、裏から申しますと、今度これを府県に譲渡されても、今までの手数料の率では、やはり支出の方が多くて収入の方が少いといふふうなことが起る可能性があるかあるか。あるいは従来一部分だけやつておつたから、さういふ声が出るという問題でありますかどうか。その点を多少数字的に御伺いしたいと思います。

○高木説明員 これまでの予算で申し上げますと、一年に平均して大體千八百万円くらいの手数料の収入がございまして、その中の三分の二は、その年によりまして、補助金なり平衡交付金で地方に出しておられます。あとの三分の一を本省関係で地方にかつていろいろ印刷紙なんかの関係でまゝ出ておられる費用に充てておられるのでございまして。大きな県になりますと、小さな県と事情が違ひまして、小さな、わずかに漁船のないところでも、地方に出します人員費は、一人といふのが単位になりますので、〇・七とか〇・六とかいふふうな切れませんので、小さな県に一人入れますと、大きな県で多少その分が少くなるという

ことがございまして、大きな方で苦しいという話が大部分出ております。今度はそのままの金が地方に入ることになりますとの、もう一つは、このあとの方の條文にございまして、三年目ごとに検認の手数料が地方に入ることになりますので、大体明年度におきましては、地方に入ります金が二千四百万円ばかりになります。それで地方の漁船の少い県も、大体やつて行けるのではないかと推定いたしております。

○田口委員 ただいままでの政府の御答弁によりまして、この法律を突進して参つたが不備な点があつたので、この不備の点を訂正するという意味において改正されるお考えのように考へるのでございまして。本漁船法は、第七国会におきまして、当委員会の議員立法としてつくつた法律でありまして、突進をしてみても部分々々に修正をする必要があることがはつきりいたしましたので、その点を今度訂正しようという意味でございまして、はなはだだけつこらな改正と存するのであります。ただこの漁船の工事成後の認定とか、あるいは登録票の検認の仕事をいたしますには、相当人手を要し、また多額の経費を要すると存するのであります。ただ仕事だけが多くなつて、これに伴う経費の裏づけがないというようなことが、間々実際にはありまして、後日仕事をする場合において、それが非常に大きな支障となることかたがたがあるものでございまして。この漁船法の改正につきましても、必要な経費が当然裏づけされなければならぬと考へるのでございまして、この点につきまして、水産庁は、大蔵省その他と十分なる折衝をされて、ある程度の見通し

がついておるかどうか、その点を重ねてお伺いいたす次第でございまして。○高木説明員 二十六年度の予算の編成が過ぎてから、このいろ／＼の問題が出て参りましたので、今お尋ねの点につきましましては、この法案と関連して、大蔵省と現在折衝いたしておるのでございまして、見通しとしては、補正予算で考へていただこうということに交渉いたしております。大体金額といたしましては、認定と検認とを合せて四百四十万円くらいの経費であります。

○田口委員 ただいまの御答弁によりまして、私の心配しておるところの必要な経費についても、大体見通しがついておるようによろしく考へるのでございまして。そういう点からいたしまして、私はその問題だけが委員会としても注意をしなければならぬ問題だと思つたのでございまして、本法律案を通過さす上においては賛成するものでございまして、ある程度委員会も責任を持つてその問題を解決しなければならぬと考へるのでございまして。その点が大体見通しがついておるといふことを承りまして、本案通過については了承する次第であります。

○富永委員 法律案は、ただいま参議院を通過いたしました。衆議院にはまだ付託になっておりませんが、委員各位におかれましては、いましばらくお待ちを願いたいと思ひます。

○富永委員長 それから先ほど永田、松田両委員から提案されました旭冷蔵工業株式会社に対する金融の件につきまして、慎重に調査審議するため、水産

産金融に関する小委員会にこれを付託することにいたしました。存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○富永委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○富永委員長 中央卸売市場の機構の問題につきましまして、前回の委員会におきまして、参考人に対し質疑を行う予定でありましたが、都合により本日まで延期いたしましたのであります。幸い本日参考人中島橋平君、寺田省一君がお見えになつておりますので、質疑を行いたいと思ひます。質疑の通告があります。これを許します。松田委員。

○松田委員 先日の委員会、いろいろとこの内容に対して御説明があつたので、大体了承したのであります。その後に於ける何らか具体的な方法によつて、改善されているような話も聞いておりますが、さようなことがありましたならば、御説明を願いたいと存するものであります。

○寺田参事人 御承知の通り、この中央卸売市場の整備強化につきましましては、当委員会におかれましては、いろいろと御鞭撻をいただきました。われわれとしても、この達成に極力御協力を申し上げたいというふうに考へておる次第であります。前会までに御説明申し上げましたように、この各卸売業務の整備強化につきましまして、政府の特殊の御苦心によりまして資金の面につきましまして、これまで当委員会の応援を得まして、大体近く決定を見るのでないかと、いろいろに期待をいたしております。つきましてはその実行——実行と申しますのは、整備強化の実行に

つきましても、各卸売会社が十分その使命の達成をやつて行けるようにといふことを主眼といたしまして、計画を練つております。大体その方法も関係御当局の御了承も願ひまして、これを具体化に移して参りたいと存じております。各卸売会社各位におかれましては、この趣旨に協力するという意味におきまして、すでにその運営について大体を計画として立てておられまして、その計画についても、大体本来の趣旨に沿うように入念におられるのではないかと私も考へまして、ひそかに喜んでおるような次第であります。私といたしましては直接の当事者ではありませんが、関係卸売会社からいろいろと御相談も受けますので、御相談相手という意味におきまして、いろ／＼と今後の整備強化の進むよう努力いたしておる次第であります。以上であります。

○二階堂委員 ちよつと一点質問いたしたいと思ひます。市場内におきまして、正規の荷受け機関の営業許可を持つておらずに、営業をやつておられる方がおられるように承つておられる方が、そういう方がおられるかどうか。もしおられるとするならば、これらに対しては、どのような対策をお考へになつておるかというところを、お伺いしたいと思ひます。

○中島参事人 前会におきましても御説明申しましたように、統制が解除された場合に、中央卸売市場が当然復活する。しかし時期的にその審査が間に合いませんので、暫定的に九箇月の営業を許しました。従つて九月で一応期限が切れたのであります。当時生産者の手数料の問題とからみ合せて考へ

ねばなりませんので、都といったしは、そのまま継続するという意思をもちまして、新たに四月一日から、従前の荷受け機関に対しては過渡的に許可する方針であります。従つて許可がない場合においては、当然市場内における行為ができませんので、その部分は失格する、こういうふうによつていただきたいと思います。

○松田委員 大体において東京中央卸売市場におけるいろ／＼の内容が了承されたのであります。水産庁においても、また当委員会といたしまして、この卸売市場の整備されること、漁民に対する福利であつて、すなわち日本国民全体がこれを待望しておられるのであります。ゆゑに、どうか誤りのないような御方針をもつて、水産庁とも御連絡の上、また私も当委員会といたしまして、できるだけだけの協力をいたしまして、資金の融通等に対しては、水産庁、農林大臣に、また関係方面に対して極力努力をいたす考へておりますので、どうか今後において煩わしいようなことのないように、また私も委員会に対してもし必要なる場面がありましたならば、どのようなことでも申し出てくださいます。漁民各位の利益と、また消費者市民の利益のために御努力あらんことを希望いたします。私の質問を終らせていただきます。

○田口委員 市場の市場長さんにもちよつとお伺いしたいと思ひます。今回荷受け機関が非常に数が多いので、それを合同整備する、数を少くする。このお考えは、実情からいまして非常に、実態に合つた、まことに適切な処置と考へるのでございまして、ただ集排法

ついでに、都といつたしは、そのまま継続するという意思をもちまして、新たに四月一日から、従前の荷受け機関に対しては過渡的に許可する方針であります。従つて許可がない場合においては、当然市場内における行為ができませんので、その部分は失格する、こういうふうによつていただきたいと思います。

○松田委員 大体において東京中央卸売市場におけるいろ／＼の内容が了承されたのであります。水産庁においても、また当委員会といたしまして、この卸売市場の整備されること、漁民に対する福利であつて、すなわち日本国民全体がこれを待望しておられるのであります。ゆゑに、どうか誤りのないような御方針をもつて、水産庁とも御連絡の上、また私も当委員会といたしまして、できるだけだけの協力をいたしまして、資金の融通等に対しては、水産庁、農林大臣に、また関係方面に対して極力努力をいたす考へておりますので、どうか今後において煩わしいようなことのないように、また私も委員会に対してもし必要なる場面がありましたならば、どのようなことでも申し出てくださいます。漁民各位の利益と、また消費者市民の利益のために御努力あらんことを希望いたします。私の質問を終らせていただきます。

○田口委員 市場の市場長さんにもちよつとお伺いしたいと思ひます。今回荷受け機関が非常に数が多いので、それを合同整備する、数を少くする。このお考えは、実情からいまして非常に、実態に合つた、まことに適切な処置と考へるのでございまして、ただ集排法

ついでに、都といつたしは、そのまま継続するという意思をもちまして、新たに四月一日から、従前の荷受け機関に対しては過渡的に許可する方針であります。従つて許可がない場合においては、当然市場内における行為ができませんので、その部分は失格する、こういうふうによつていただきたいと思います。

○松田委員 大体において東京中央卸売市場におけるいろ／＼の内容が了承されたのであります。水産庁においても、また当委員会といたしまして、この卸売市場の整備されること、漁民に対する福利であつて、すなわち日本国民全体がこれを待望しておられるのであります。ゆゑに、どうか誤りのないような御方針をもつて、水産庁とも御連絡の上、また私も当委員会といたしまして、できるだけだけの協力をいたしまして、資金の融通等に対しては、水産庁、農林大臣に、また関係方面に対して極力努力をいたす考へておりますので、どうか今後において煩わしいようなことのないように、また私も委員会に対してもし必要なる場面がありましたならば、どのようなことでも申し出てくださいます。漁民各位の利益と、また消費者市民の利益のために御努力あらんことを希望いたします。私の質問を終らせていただきます。

○田口委員 市場の市場長さんにもちよつとお伺いしたいと思ひます。今回荷受け機関が非常に数が多いので、それを合同整備する、数を少くする。このお考えは、実情からいまして非常に、実態に合つた、まことに適切な処置と考へるのでございまして、ただ集排法

ついでに、都といつたしは、そのまま継続するという意思をもちまして、新たに四月一日から、従前の荷受け機関に対しては過渡的に許可する方針であります。従つて許可がない場合においては、当然市場内における行為ができませんので、その部分は失格する、こういうふうによつていただきたいと思います。

○松田委員 大体において東京中央卸売市場におけるいろ／＼の内容が了承されたのであります。水産庁においても、また当委員会といたしまして、この卸売市場の整備されること、漁民に対する福利であつて、すなわち日本国民全体がこれを待望しておられるのであります。ゆゑに、どうか誤りのないような御方針をもつて、水産庁とも御連絡の上、また私も当委員会といたしまして、できるだけだけの協力をいたしまして、資金の融通等に対しては、水産庁、農林大臣に、また関係方面に対して極力努力をいたす考へておりますので、どうか今後において煩わしいようなことのないように、また私も委員会に対してもし必要なる場面がありましたならば、どのようなことでも申し出てくださいます。漁民各位の利益と、また消費者市民の利益のために御努力あらんことを希望いたします。私の質問を終らせていただきます。

○田口委員 市場の市場長さんにもちよつとお伺いしたいと思ひます。今回荷受け機関が非常に数が多いので、それを合同整備する、数を少くする。このお考えは、実情からいまして非常に、実態に合つた、まことに適切な処置と考へるのでございまして、ただ集排法

ついでに、都といつたしは、そのまま継続するという意思をもちまして、新たに四月一日から、従前の荷受け機関に対しては過渡的に許可する方針であります。従つて許可がない場合においては、当然市場内における行為ができませんので、その部分は失格する、こういうふうによつていただきたいと思います。

○松田委員 大体において東京中央卸売市場におけるいろ／＼の内容が了承されたのであります。水産庁においても、また当委員会といたしまして、この卸売市場の整備されること、漁民に対する福利であつて、すなわち日本国民全体がこれを待望しておられるのであります。ゆゑに、どうか誤りのないような御方針をもつて、水産庁とも御連絡の上、また私も当委員会といたしまして、できるだけだけの協力をいたしまして、資金の融通等に対しては、水産庁、農林大臣に、また関係方面に対して極力努力をいたす考へておりますので、どうか今後において煩わしいようなことのないように、また私も委員会に対してもし必要なる場面がありましたならば、どのようなことでも申し出てくださいます。漁民各位の利益と、また消費者市民の利益のために御努力あらんことを希望いたします。私の質問を終らせていただきます。

の精神、あるいは事業者団体の考えからいたしまして、一方において整備合同しても、さらに具備したる条件で出願すれば、それを排除するわけに行かない。この矛盾があると思うのでございませぬが、その点をいかにお考えになつておられますか、この機会に承つておきたいと思つております。

○中島参考人 たいだいま御質問の趣旨につきまして、現在の法規上から申し上げますと、これを拒否する、数を制限することはできません。ただ御存じのように、御売の許可は都長官の権限でありませぬ。かつ市場の突進に応じて許可しなければならぬというふうにお考えを承つておられますか、この機会に承つておきたいと思つております。

○田口委員 行政官庁の自由裁量の範囲内にある。こういうお考えのようでありませぬが、私のお考えでは、現在の集積法あるいは事業者団体法などが存在いたします限り、その点だけは、必ずしも行政官庁の自由裁量だけでは片づかない問題と考えるのでございませぬが、行政官庁の自由裁量であるから、突進に沿つて許可の面を考慮するのだ。これで割切つてしまつたら、はなはだ簡単だと思つておりますが、実際においては、あるいはそういう割切り方ができないことを非常に悩んでおられるわけですが、その割切つてさしつかえないですか。

○中島参考人 行政官の考えをいたしましては、あくまでも知事の自由裁量の範囲内でありませぬので、許可する、許可しないは知事の裁量と存じます。

ただ突進問題といたしましては、行政官がそういう不許可の指示は与えませぬが、意思を表示した場合には、とかく議会方面に対する陳情がございませぬ。御存じの通り行政の指導権が議会にありませぬので、議会の意思を相当尊重しなければならぬという立場も、實際問題としては起りますが、最近都議会の方面におきましては、その事情を認識いたしまして、都議会自身がいわゆる荷受け機関の整備をやれ、こういうふうに参加しておりますので、實際事情も、そういうふうなことが起り得ないのではないかというふうにお考えを承つておられますか。

○鈴木(善)委員 今回の市場の整理統合に関連いたしまして、統合される九会社に對しては、出荷団体あるいは出荷した生産者に対する仕切りの未払いの焦げつき等があるようでありませぬが、これらの生産者及び出荷団体の債権の確保、御売会社から言いますと、債務の完済に關しては、債権者たる生産者、出荷団体の権利を確保するよう御措置をおとりになつておられると思つておりますが、その点についてお尋ねしたいと思います。

○寺田参考人 たいだいまお尋ねの点につきましては、関係業者の皆様方からいろいろ御相談を受けておりますので、便宜私からお答えをさせていただきます。お尋ねの点につきましては、各関係業者等も、その御趣旨に基きまして、極力遺漏のないようになつておられます。またその計画につきましては、御相談も受けております。

○鈴木(善)委員 今の寺田協会の御説明に對して、もつとつ込んで明確

にお尋ねしたのであります。それは統合されて新しく発足いたします会社は、普通の取引関係におきまして、九会社に對する債権者との間の話し合いで整備が進められるものでありませぬか、それとも東京都市場開設当局におきまして、この際新しく市場が再整備され、発足する機会に、そういう古い商取引の焦げつきというものをきれいにして、新しく生れる会社に対して何らか明確なる御指示をなさつておられますか、その点をお尋ねしたいと思います。

○寺田参考人 たいだいまのお尋ねも関連事項でありますから、私からお答えいたしますが、もちろん各債権者関係あるいは債務者関係との話し合いは、それ／＼の業者におかれましてお話を進めておられるのであります。それでお話し合ひの際に、いろいろまた御相談を受ける場合もございませぬが、お話し合ひの通り、従来の債権につきましては、どうしたならばこれが十分行けるかということについては、並々ならぬ苦心をしておられます。生産者各位に對しても御迷惑のかわらぬように、市場として信用のある、模範的な行き方をしたいということで、関係業者の各位におかれましては、いろいろと御苦心の中でおこさいます。これにつきましても、都の御当局におかれましては、いろいろと御指導を願つておりますが、その計画の点につきましては、もろもろの御監督を受けるわけでございますが、その点につきましても、お尋ねがございませぬれば市場長の方からお答え申し上げます。

○鈴木(善)委員 今日まで生産地方面

で、会社が不況に陥りまして仕切り代金が焦げついており、責任者に対していろいろ折衝いたしたけれども、どうしてもちがひが明かない、言を左右にして、その債務を完済する責任をとらないというふうなことから、生産者はやむを得ず市場長さんの手もとに關係書類の写し等を提出いたしました。市場長さんの別特な配慮によつて、新たに発足するこの機会に、これらの古い焦げつきを整理してもらいたいという陳情が行われておられるように思つておりますが、このように、市場長さんの手元にはつきりした証憑書類を添付して申し出ております願出に對しては、市場長さんはいかようにおとりはかいらいなさつていただいておりますか、その点を、多数の迷惑をされている生産者にかわりまして、この際明確にしておきたいと思つております。

○中島参考人 従来市場の産地に對する未払い代金は非常に多うございませぬが、最近自由競争になりましてか、その代金を極力返しまして、それがおもに銀行の方に肩がわりになるという状況でありまして、現在私たちが調査いたしました産地に対する未払い代金は四千万円でありませぬ。この四千万円に對しては、業者が極力返させるようになつておられます。今度の資金償還計画の中には、はつきりそれをうたつておられます。さらに具体的な問題になりまして、一応各生産者から私の手元に現在在来している書類がございませぬ。この書類は、総体まとめまして、荷受け機関に処置させるつもりであります。しかし、一、二の会社でありまして、大部分の会社は産地に迷惑をかけておられるというふうにお考えを承つております。

○鈴木(善)委員 今日まで生産地方面

一、二の会社に對しては、私の方から強く要望いたしましたので、この整理統合をした場合に、資金を融通する際には相当強く言つて、極力産地に迷惑をかけるないように善処するつもりでおります。

○鈴木(善)委員 今の市場長さんのほつきりした御答弁で、さだめし生産者諸君も安心することと思つておりますが、その市場長さんの方から支払いを完済するように指示されるものは、統合された新会社、つまり債権債務を承継して新会社がそれを行つておられますか、その点をお尋ねしたいと思います。

○中島参考人 その点については、東京都のやり方をこの際申し上げておきたいと思つておりますが、合併する会社は、そのまま合併してもいいという会社がございます。こういう会社は債権債務がすべて包括的に継承されます。それからさらに不良会社を合併する場合に對しては、相当資産を切り捨てなければ、将来の荷受け機関としての適正を欠くという場合におきましては、新たに合併新設会社をつくる予定であります。そういうときには包括継承の問題が起りませぬので、必ず債権債務の引継ぎの問題が起りますが、ただ生産者に対する今のようにならずな仕切り金の問題につきましては、東京都が極力善処いたしますので、新会社がその債務を承継するようになつておられます。

○鈴木(善)委員 参考人中島参考人、寺田省一君、御両氏に申し上げませぬ。御両氏におかれましては、公私何かと御多端にかかわらず、再三おいでを願ひましたが、その都度万障を排して御

出席いただいた点は謝意を表するものでございます。しかしながら中央御売市場の盛衰は、日本の水産業の興隆に重大な影響のあることは御承知の通りでありますから、常に国会とも緊密なる御連絡をしてくださるよう御希望申し上げます。

○中島参事人 最後に、今度の市場整備につきましては、水産庁並びに当委員会が絶大なる御後援をさせていただきました、そのために現在市場がスムーズに整理されつつあります。これもひとえに当委員会の絶大なる御盡力のたまものと考えております。しかし何分十九の会社を整理いたしますので、今後いろいろの問題が発生すると思えます。この点につきましては、極力当委員会並びに水産庁に連絡いたしますので、なおこの上とも御後援を願います。

○富永委員長 承了いたしました。

○富永委員長 次に漁船法の一部を改正する法律案は、ただいま正式に付託になりました。本案に対しまして他に御質疑もないようでありますから、これにて質疑を打ち切ります。これより本案について討論に入るのであります。別々討論の通告もありませんが、別に討論の通告もありませんから、討論を省略してただちに採決いたします。

本案について、原案の通り可決するに賛成の方の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○富永委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

なお本案に対する委員会報告書等の作成に關しましては、委員長に御一任

願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○富永委員長 御異議なしと認めまして、さよう決定いたします。

次会は明二十八日午前十時より開会いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十一分散会

〔参照〕

漁船法の一部を改正する法律案（秋山俊一郎君外三名提出）に關する報告書

（都合により別冊附録に掲載）